

横断歩道マナーアップ運動
横断歩道マナーアップ宣言企業・団体募集活動 実施要領

1 実施背景

- (1) JAFが2023年に実施した「信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査」では、佐賀県内の信号機が設置されていない横断歩道で、歩行者がわたろうとしている場面で一時停止した車は、26.2%という結果でした。
(前年佐賀県25.1%、全国平均45.1%)
- (2) 一時停止をしない(できない)理由の1つとして、「一時停止をした際に後続車から追突されそうになる(追突されたことがある)から」というアンケート結果※があります。 ※信号機のない横断歩道に関するアンケート調査(2017年6月、JAF)

2 実施目的

- (1) 信号機のない横断歩道での歩行者優先の意識を高め、歩行者が安全に横断歩道を横断できる環境を作ることで、交通事故死傷者数の減少につなげます。
- (2) 安全に横断歩道を横断できる環境を作ることで、歩行者の横断歩道外横断を抑制し、交通事故死傷者数の減少につなげます。
- (3) より多くの企業・団体様と連携した活動とすることで本運動を県内に広く展開でき、上記2つの目的の達成を図ります。

3 実施主体

一般社団法人日本自動車連盟(JAF)佐賀支部

4 後援

- (1) 佐賀県
- (2) 佐賀県警察本部
- (3) 一般財団法人佐賀県交通安全協会
- (4) 佐賀県安全運転管理者協議会

5 実施内容

- (1) 実施期間
2023年12月1日から2024年11月30日
改善がみられない場合は期間を延長いたします。
- (2) 対象
佐賀県内の企業・団体(事業所毎)およびその所属従業員など。

(3) 横断歩道マナーアップ宣言企業・団体の募集

「横断歩道マナーアップ宣言企業・団体」を募集し、宣言企業・団体には J A F ・関係団体ホームページへの掲載、宣言証の発行、啓発ステッカー・啓発のぼり旗（有料選択制）の配付をします。

6 案内（募集）および受付、J A Fからの送付物

(1) 案内（募集）方法

- ① J A Fホームページへの情報掲載
- ② 講習会およびイベント会場での資料配布

(2) 受付方法

- ① W e b 検索 より、「佐賀のご当地情報」へアクセスしていただき、宣言書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、メール・F A X ・郵送等でお申し込みください。
- ② 横断歩道マナーアップ宣言書に付随する横断歩道マナーアップ宣言署名用紙には、従業員の方にご署名をいただいでください。
署名していただいた用紙は、事業所内に掲示していただき、従業員皆様の横断歩道マナーアップ意識の向上を図ってください。（J A F への提出は不要）

(3) 宣言企業・団体様への交付物

- ① 横断歩道マナーアップ運動宣言証
- ② 啓発ステッカー10枚
- ③ 啓発のぼり旗（1枚500円の費用がかかるため希望制となります。）

7 費用

- (1) 宣言企業・団体様に活動協賛金として1,000円^{*1}をご負担いただきます。
- (2) 支払方法はJ A Fが発行する請求書による振込み^{*2}とさせていただきます。
- (3) 啓発ステッカーは1枚100円にて追加購入できます。
- (4) 啓発のぼり旗をご希望される場合、1枚500円にて購入できます。

※1…啓発ステッカー10枚の料金が含まれています。

※2…振込手数料は、恐れ入りますが貴社（団体）にてご負担ください

8 受付・問い合わせ先

J A F 佐賀支部推進課事業係

住 所：佐賀市高木瀬西6-1149-5

Tel：0952-30-7000（平日10:00～17:00）

FAX：0952-34-1863

e-mail：saga-jigyoku@o3.jaf.or.jp

以上